

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人国立大学財務・経営センター

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(42%) 27	(48%) 97
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(5%) 3	(9%) 18		
随意契約		(100%) 65	(100%) 201	(18%) 12	(9%) 18
合 計		(100%) 65	(100%) 201	(100%) 65	(100%) 201

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() %	() %		
随意契約		(100%) 1	(100%) 3	(100%) 1	(100%) 3
合 計		(100%) 1	(100%) 3	(100%) 1	(100%) 3

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(42%) 27	(49%) 97
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() %	() %		
随意契約		(100%) 64	(100%) 199	(17%) 11	(8%) 15
合 計		(100%) 64	(100%) 199	(100%) 64	(100%) 199

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・その他役務について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・その他役務について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式が導入可能な調達案件について、実施のための検討を行い平成20年度より導入する。このため、総務課会計係及び施設助成課で検討会を開催する。

(2) 複数年度契約の拡大

複写機等について複数年度契約を検討し、可能なものについて平成19年度から実施する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法、入札の方法、予定価格の設定方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

3. その他

特になし